

補助負担金の見直しについて

1 経緯

「板橋区経営刷新計画」に基づき、平成17年1月の「補助負担金の適正化について」の中で、区の補助負担金に関する基本方針及び見直しの方向性を示し、その後、平成20年度に「補助負担金の適正化に関する指針」を策定し、補助負担金の適正化に努めてきた。

また、平成28年1月に策定した「いたばしNo.1実現プラン2018」の『「行財政経営計画」編』で、さらなる補助負担金の適正化を図ることとした。その結果、平成28年度から、原則4年毎に見直していた補助負担金を、毎年度、点検シートに基づき目的や内容を明確にするとともに、事業評価、効果測定などの視点から見直すこととし、現在に至っている。

以上のように、これまでも補助負担金の適正化に努めてきたが、区では、国による不合理な税制改正や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による景気減速に伴い、これまで経験したことのない財源不足が見込まれていたことから、令和2年8月から緊急財政対策に取り組むこととなった。

そのため、補助負担金についても事務事業の見直しの一環として、全ての補助負担金を見直すこととした。

今回は、ウィズコロナ等を見据え、各補助負担金の事業量等がこれまで通りではなく、一定程度縮小されることも踏まえつつ、その性質に応じて、「休廃止」「縮小」「休廃止・縮小ができないもの」に分類し見直している。

2 検討結果

補助負担金の検討結果は下表のとおりである。

単位（千円）

	令和2年度 予算	令和3年度 予算	差額 (R3-R2)
補助金	8,517,564	7,892,901	▲624,663
負担金	3,130,358	3,133,796	3,438
合計	11,647,922	11,026,697	▲621,225
縮小率（差額合計÷令和2年度予算合計）			5.3%

3 補助負担金の交付基準（現行基準）

補助負担金の交付にあたっては、以下の条件を満たすこと。

- (1) 新規の補助負担金が必要になった場合は、補助負担金総額の抑制の意味から原則としてスクラップ・アンド・ビルド方式及びサンセット方式を採用すること。
- (2) 補助負担金の交付が客観的に見て公益上必要であること。
- (3) 補助負担金の交付が社会的要請や区民ニーズに合致し、区民福祉向上に費用対効果が認められるものであること。
- (4) 法令に抵触していないこと。
- (5) 交付先団体の会計処理及び用途が適正であること。
- (6) 交付先団体の決算における繰越金が、補助負担金の額の一定割合（原則1／2）を超えないこと。
- (7) 団体の事業活動及び内容が団体の設立目的と合致していること。
- (8) 団体が自主財源の確保に向けて努力していること。

4 補助負担金の設定基準（現行基準）

補助負担金の設定にあたっては、以下の条件を満たすこと。

- (1) 補助負担金交付の根拠規定、要綱などを整備し、透明性を確保すること。
- (2) 個々の団体などに対する区単独の補助負担金及び新規の補助負担金については、原則として3年以内の終期を設定すること。
- (3) 原則として、補助割合は補助対象経費の1／2を限度とすること。ただし、区の事業を代替・補完する補助金は、補助割合の制限は適用しないものとする。
- (4) 事業に対する補助（負担）を基本とし、補助対象経費を明確にすること。
- (5) 補助金額の上限を設定すること。
- (6) 補助団体からさらに別の団体や個人へ補助（迂回補助）したり、重複して補助したりしている場合は、整理統合すること。
- (7) 食糧費（飲食代、弁当代など）や懇親会・親睦会費、慶弔費など交際費に相当する経費及び補助事業の実施と直接関係のない団体運営に係る費用は補助対象としないこと。
- (8) 事業と直接関係のない（前例踏襲による）慰労的な研修や視察・宿泊や成果報告がなされていないものに対する経費は補助対象としないこと。
- (9) 原則として、税の完納要件を設定すること。なお、必要に応じて要綱改正など所要の手続きを行ったうえで、完納要件を設定するものとする。

5 補助金の見直し

(1) 補助金見直しの視点

補助金については、以下の視点に基づき見直しを行った。

- ① 以下のいずれかに該当するものは、縮小の対象としない。令和3年度の事業量に基づき予算措置を行う。なお、事業量については必要最小限となるよう精査した。
 - ア 国・都の法令により内容と金額の基準が定められているもの
 - イ 区との協定により内容と金額の基準が定められているもの
 - ウ 特定財源により経費の全てが賄われるもの
 - エ 事業の対象者が住民税非課税者・世帯のみのもの
 - オ まちづくり事業等で区の裁量の及ばないもの
 - カ ウィズコロナ等を見据えて強化するもの
 - キ 区民生活や生命に関連し一定額を継続して補助しているもの
- ② 事業量がなくなったもの、ウィズコロナ等による休止事業、補助金の終期を迎えたものは休廃止とする。
- ③ ウィズコロナ等を見据えこれまで通りの事業量が見込めないもの、事業量を一部縮小する協力をしていただきたいものなどは、縮小対象とする。

(2) 見直し結果

単位（千円）

分類	項目数	令和2年度 予算	令和3年度 予算	差額 (R3-R2)
①	87	7,562,510	7,183,682	▲378,828
②	10	138,332	0	▲138,332
③	64	816,722	709,219	▲107,503
合計	161	8,517,564	7,892,901	▲624,663
縮小率（差額合計÷令和2年度予算合計）				7.3%

(3) 縮小の対象としない事業（全 87 件） ※(1)①該当事業

うち、増減額が 1 億円以上の事業

単位（千円）

補助金名称		令和 3 年度 予算	増減額	備考
1	信用保証料補助	134,831	134,831	令和 3 年度 新規
2	認証保育所保育料等負担軽減 補助金	203,691	124,326	対象の拡大 による増
3	板橋区民間保育所等整備費補 助金	129,623	▲197,281	対象施設の 減
4	板橋区私立保育所施設設置経 費助成金	280,496	▲134,998	対象施設の 減
5	市街地再開発事業補助金 (大山町クロスポイント周辺地区)	650,000	▲422,500	事業量の減
6	市街地再開発事業補助金 (上板橋駅南口駅前地区)	325,000	325,000	令和 3 年度 新規
7	私立幼稚園等園児保護者負担 軽減補助金	541,136	▲157,525	実績による 減
1 億円以上合計（7 件）		2,264,777	▲328,147	
1 億円未満合計（80 件）		4,918,905	▲50,681	
合計		7,183,682	▲378,828	

(4) 休廃止対象事業（全 10 件） ※(1)②該当事業

(休廃止額＝令和 2 年度予算)

単位（千円）

補助金名称		休廃止額	備考
1	貸工場家賃助成	1,800	終期：令和 2 年度
2	先端設備等設備投資支援事業費補助金	50,000	終期：令和 2 年度
3	観光資源整備事業補助金	1,500	令和 2 年度実績なし
4	板橋区老人クラブ清掃奉仕活動補助金	3,460	令和 3 年度休止
5	心身障がい者（児）通所訓練事業費補助金	10,534	他制度へ移行
6	外国人への通訳派遣費支給事業費補助金	15	令和 2 年度実績なし
7	新エネルギー・省エネルギー導入補助金	21,910	終期：令和 2 年度
8	公衆喫煙所設置費補助金	20,000	事業量なし
9	交通安全自転車点検費 (T S マーク付帯保険加入費助成)	1,500	令和 2 年度から義務 化
10	学校給食室大規模改修時保護者負担 軽減補助金	27,613	事業量なし
合計		138,332	

(5) 縮小事業（全 64 件） ※(1)③該当事業
うち、予算額 1,000 万円以上の事業

単位（千円）

補助金名称		令和 3 年度 予算	縮小額
1	板橋区住民防災組織運営助成金	16,543	1,919
2	板橋区文化・国際交流財団運営補助金	53,472	4,109
3	板橋区体育協会補助金	14,031	1,689
4	にぎわいのあるまちづくり事業補助金	95,469	12,717
5	ベンチャー企業・起業家支援賃料補助金	37,200	16,800
6	板橋区老人クラブ運営費助成金	29,802	1,440
7	板橋区権利擁護センター事業運営費補助金	30,732	3,415
8	ぬくもりサービス事業費補助金	27,000	3,000
9	地域活動支援センター運営費補助金	77,526	11,469
10	板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業補助金	22,534	2,542
11	東京都板橋区精神障がい者ソーシャルハウス運営費補助金	24,039	2,671
12	東京都板橋区がけ・よう壁安全対策工事助成金	24,000	5,000
13	板橋区ブロック塀等撤去工事助成金	25,598	2,902
14	民有灯補助金	21,332	2,375
15	私道整備助成	34,200	3,800
16	私道排水設備助成	27,000	3,000
17	保存樹木管理経費助成金	16,346	1,816
18	私立幼稚園教育環境整備費等補助金	40,640	4,517
1,000 万円以上合計（18 件）		617,464	85,181
1,000 万円未満合計（46 件）		91,755	22,322
合計（64 件）		709,219	107,503

6 負担金の見直し

(1) 負担金見直しの視点

負担金については、以下の視点に基づき見直しを行った。

- ① 以下のいずれかに該当するものは、縮小の対象としない。令和3年度の事業量に基づき予算措置を行う。なお、事業量については必要最小限となるよう精査した。
 - ア 国・都の法令により内容と金額の基準が定められているもの
 - イ 区との協定により内容と金額の基準が定められているもの
 - ウ 特定財源により経費の全てが賄われるもの
 - エ 事業の対象者が住民税非課税者・世帯のみのもの
 - オ 建物の共益費や管理組合費に相当するもの
 - カ まちづくり事業等で区の裁量の及ばないもの
 - キ 削減により特定の会や会議に参加できなくなるもの
- ② 事業量がなくなったもの、ウィズコロナ等により休止するもの、団体・協会加盟費で23区すべての区が負担していないもの、職員の会議・研修参加費などは休廃止とする。
- ③ ウィズコロナ等を見据えこれまで通りの事業量が見込めないものについては、縮小対象とする。

(2) 見直し結果

単位（千円）

分類	項目数	令和2年度 予算	令和3年度 予算	差額 (R3-R2)
①	217	2,857,862	3,032,714	174,852
②	49	163,434	0	▲163,434
③	11	109,062	101,082	▲7,980
合計	277	3,130,358	3,133,796	3,438
縮小率（差額合計÷令和2年度予算合計）				▲0.11%

(3) 休廃止対象事業（全 49 件） ※(1)②の該当事業

うち、予算額 100 万円以上の事業（休廃止額＝令和 2 年度予算）

単位（千円）

負担金名称		休廃止額	備考
1	ものづくり研究開発連携センター第二ビル 外壁改修工事	70,099	終期：令和 2 年度
2	いたばし花火大会負担金（東京 2020 機運醸成）	10,000	事業量なし
3	区立住宅共益費負担金	4,164	事業量なし
4	区立住宅返還に伴う原状回復費用負担金	56,922	事業量なし
5	高齢者住宅返還に伴う原状回復費用負担金	18,380	事業量なし
100 万円以上合計（5 件）		159,565	
100 万円未満合計（44 件）		3,869	
合計（49 件）		163,434	

(4) 縮小事業（全 11 件） ※(1)③該当事業

うち、予算額 100 万円以上の事業

単位（千円）

負担金名称		令和 3 年度 予算	縮小額
1	共催分担金（成人の日のつどい）	7,509	834
2	区民文化祭負担金	8,942	1,425
3	区民体育大会負担金	8,482	2,120
4	板橋 City マラソン大会負担金	8,792	977
5	区民まつり負担金	20,374	1,719
6	いたばし花火大会負担金（※）	43,520	0
7	区大会参加負担金	1,146	454
100 万円以上合計（7 件）		98,765	7,529
100 万円未満合計（4 件）		2,317	451
合計（11 件）		101,082	7,980

※ 花火大会の負担金については縮小していないが、クラウドファンディングなどにより歳入確保を図ることとしている。

7 今後の方向性

今回は、ウィズコロナ等を見据え、各補助負担金の事業量等がこれまで通りではなく、一定程度縮小されることや、緊急財政対策の取組を踏まえつつ、見直しを行った。

補助負担金は、毎年度、点検シートに基づき事業評価や効果測定などを行ったうえで見直しているため、毎年度の見直しについては引き続き実施していく。

8 補助負担金の検討経過

- ・ 令和2年6月から8月 補助負担金調査
- ・ 令和2年8月24日 第1回緊急経営対策検討会
- ・ 令和2年10月20日 第2回緊急経営対策検討会
- ・ 令和2年12月17日 第3回緊急経営対策検討会
- ・ 令和3年1月12日 庁議
- ・ 令和3年2月16日 区議会企画総務委員会報告

【検討会構成員】

- ・ 政策経営部長
- ・ 総務部長
- ・ 会計管理室長
- ・ 政策企画課長
- ・ 経営改革推進課長
- ・ 財政課長
- ・ IT推進課長
- ・ 総務課長
- ・ 人事課長
- ・ 防災危機管理課長
- ・ 地域振興課長
- ・ 産業振興課長
- ・ 長寿社会推進課長
- ・ 福祉部管理課長
- ・ 子ども政策課長
- ・ 環境政策課長
- ・ 都市計画課長
- ・ 土木部管理課長
- ・ 教育総務課長